

## 千葉市職員措置請求（１８千監第１７８号）に係る監査の結果について

1 請求人 (略)

2 請求日 平成１９年３月２８日

3 請求内容

監査委員は、市長に対し次のことを勧告するよう求める。

- (１) 過去１０年間の補助金による不当利得分の給付金（退職者分）、および不当利得分の精算金（現役職員分）を互助会に返還請求すること。
- (２) 清算残金についても同様に全額返還請求すること。
- (３) 現行の給付事業についても廃止を指示し、補助金額の見直しを行うこと。

4 監査の対象事項

千葉市からの千葉市職員互助会に対する補助金の支出が、千葉市職員互助会補助金交付要綱に違反しているか否か。また、互助給付金給付事業及び当該事業の清算に要した経費並びに清算残金が互助会の不当利得となるか否か。

5 監査結果

(１) 結論

市から互助会に対する補助金の支出は、補助金交付要綱に違反しておらず、互助給付金給付事業及び当該事業の清算に要した経費並びに清算残金は、互助会の不当利得とはならない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(２) 理由（要旨）

ア 請求人の主張は、互助給付金給付事業に充てられる８３．３％に相当する金額の補助金交付は、補助金交付要綱に違反するというものである。

しかし、補助金交付要綱は、福利厚生事業に用いられることを前提に、会員掛金を基に補助金額を定めると規定しているので、補助対象事業外に用いられず、かつ補助の必要性のある限り、違法とはいえない。

そこで、互助給付金給付事業の過去５年間の実績について見ると、互助給付金給付事業特別会計への繰出金は全て会員掛金・諸収入等から充当され、補助金は充てられていない。

イ 次に請求人は、補助金交付要綱に違反する根拠として、市当局の市議会における答弁内容を挙げている。

当監査委員としては、請求人の解釈を議会答弁の内容からして無理からぬ点があったものと考え、市当局の議会答弁は、懇切さを欠いたものであり、結果として誤解されうる内容であったと言わざるを得ない。

ウ 上記のとおり、市議会における市当局の説明に不明確な部分があったものの、基本的には、補助金は福利厚生事業に全額充てられていたと認められる。

また、平成１３年度から１７年度までに、事業総務費の２分の１を超える部分及び給付事業に補助金の一部が充てられていた事実については、１８千監第１６０号の監

査結果で互助会に返還請求するよう市長に勧告した。

エ したがって、上記金額が返還されれば、その余の補助金については、福利厚生事業の使途に適正に充てられていたとするのが相当であり、互助給付金給付事業については、会員掛金のみで行ってきたと認められる。

また、請求人は、互助給付金給付事業が給与の上乗せであり自治法第204条の2に違反していると主張しているが、同事業には市からの補助金が充てられていないので、そうした問題は生じない。

したがって、市からの互助会に対する補助金の支出は、補助金交付要綱に基づき適正に行われたものであり、互助会の不当利得とはならない。